

「福岡県家賃軽減支援金」募集要項

※「福岡県家賃軽減支援金」の申請には、国の「家賃支援給付金」の給付決定を受けていることが必要です。まずは、国へ「家賃支援給付金」を申請し、国から給付決定を受けた後に、「福岡県家賃軽減支援金」を申請いただきますようお願いいたします。

※次のいずれかに該当する方は、県へ申請する際に、『国の「家賃支援給付金」のWEB申請において賃貸借契約情報を入力した画面の写し』が必要になりますので、画面データを保存し残していただくようお願いいたします。

- 国の「家賃支援給付金」において、福岡県内と県外の両方にある建物・土地の賃料について申請を行った方
- 北九州市内の休業協力要請に応じた事業者に対する特例加算の申請を行う方

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の急減に直面する事業者の皆さまの事業継続を下支えするため、国の「家賃支援給付金」の給付決定を受けた福岡県内の事業者の皆さまに、国の給付対象となった福岡県内に所在する建物・土地の家賃・地代(賃料)について、福岡県が上乘せして「家賃軽減支援金」を給付します。

2 給付要件

- ◆下記のすべてに該当する方 ⇒ 【基本給付】及び【特例加算】の給付対象
- ◆①、②、③、④のいずれにも該当する方 ⇒ 【基本給付】のみ給付対象
- ◆①、②、⑤、⑥、⑦のいずれにも該当する方 ⇒ 【特例加算】のみ給付対象

【共通の要件】

- ①国の「家賃支援給付金」の給付決定を受けている。
- ②申請の対象となる支払賃料(※)が国の「家賃支援給付金」の給付決定の対象となった支払賃料である。
※「支払賃料」:賃料、共益費、管理費(消費税などを含む)

【基本給付】

- ③確定申告の納税地が福岡県内である。
※納税地 [法人] 本店または主たる事務所の所在地
[個人事業者] 住所地または事業所等の所在地
- ④申請の対象となる支払賃料が福岡県内に所在する建物・土地の支払賃料である。

【北九州市内の休業協力要請に応じた事業者に対する特例加算】

- ⑤令和2年6月1日から18日までの休業協力要請の対象となった北九州市内に所在する施設(「接待を伴う飲食店」または「ライブハウス」)を運営する事業者である。
- ⑥上記⑤の休業協力要請期間中に対象施設における事業活動を9日以上休業している。
- ⑦申請の対象となる支払賃料が上記⑤の施設の支払賃料である。

※ 支援金の給付は1事業者につき1回限りです。

3 給付額

(1)基本給付

支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍
(最大給付額: 法人60万円、個人事業者30万円)

	支払賃料(月額)	国の給付額(月額)	県の給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料(月額)×2/3	支払賃料(月額)×1/15
	75万円超 225万円以下	50万円+[支払賃料(月額)の 75万円の超過分×1/3] ※最大給付額(月額)100万円	5万円+[支払賃料(月額)の75万 円の超過分×1/30] ※最大給付額(月額)10万円
個人 事業者	37万5千円以下	支払賃料(月額)×2/3	支払賃料(月額)×1/15
	37万5千円超 112万5千円以下	25万円+[支払賃料(月額)の 37万5千円の超過分×1/3] ※最大給付額(月額)50万円	2万5千円+[支払賃料(月額)の37 万5千円の超過分×1/30] ※最大給付額(月額)5万円

※支払賃料(月額)が法人は225万円超、個人事業者は112万5千円超の場合、給付額(月額)は、最大給付額(月額)となります。

(2)北九州市内の休業協力要請に応じた事業者に対する特例加算

支払賃料(月額)×10分の1

(最大給付額: 法人22万5000円、個人事業者11万2,500円)

4 申請受付期間

令和2年7月27日(月)9時から令和3年2月28日(日)24時まで

5 申請方法

福岡県家賃軽減支援金申請サイトから申請することができます。

事前に申請に必要な書類をご確認頂き、ご用意をお願いいたします。

(※URLは準備ができ次第、公表します。)

※オンライン申請が困難な場合は郵送申請でも対応します。下記へお問い合わせいただければ、申請書類を郵送します。

【問い合わせ先】

「福岡県家賃軽減支援金」に関する相談コールセンター

(電話番号)(7月26日まで) 092-285-0013

(7月27日以降) 0570-010833

(受付時間)9:00~17:00(8月末まで土、日、祝日も開設しています)

【申請書類の送付先】

〒810-0072

福岡県福岡市中央区長浜1丁目1-35 新KBCビル4階

福岡県家賃軽減支援金事務局

※郵送の場合は、書面での確認・審査となりますので、支援金の支給決定まで時間を要することがあります。あらかじめご了承ください。

※令和3年2月28日(日)の消印有効です。

※レターパックや簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送してください。

※書類の記入にあたっては、消せるボールペン等は使用しないでください。

※郵送時は封筒などに差出人の住所及び申請者名を明記してください。

6 申請に必要な書類

(1)基本給付の申請に必要な書類

法人・個人事業者の方 共通

①申請書

・オンライン申請の専用フォームに入力してください。

②国から交付された「家賃支援給付金の振込のお知らせ」の写し

・国から交付された「家賃支援給付金の振込のお知らせ」の写しを提出してください。

③通帳の写し

・振込希望口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できる通帳のページの写し(通帳の1ページ目の見開き)などを提出してください。

※振込口座の名義について

- ・個人事業者の場合は代表者個人の名義としてください。
- ・法人の場合は、法人名義としてください。法人代表者の個人名義の口座では受付できません。

④(※県内及び県外の両方に建物・土地がある場合限定)

国の「家賃支援給付金」のWEB申請において賃貸借契約情報を入力した画面の写し

・国に申請した全ての賃貸借契約について、入力した画面の写しを提出してください。

※以下の事項が記載された画面の写しを提出してください。

賃貸人情報/管理会社の情報/賃借人情報/契約締結日/契約期間
契約上の賃料、共益費および管理費(税込み)/物件の情報(住所など)
実際に直前1か月以内に支払った賃料(税込み)

※ 画面の写しが提出できない場合は、オンライン申請のフォームに格納している専用フォーム(Excel)をダウンロードし入力後、Excelで提出をお願いいたします。その他の拡張子は受付できません。

※ 申請内容が真正であるか確認させていただくため、賃貸借契約書等を確認させていただく場合があります。

法人の方

⑤確定申告の納税地を証する書類の写し

- ・直近の確定申告書別表一の控え(写し)を提出してください。
 - ※直近の確定申告書別表一の控えは收受日付印が押されている必要があります。
 - ※e-TAX の場合は、確定申告書上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります。(「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されていない場合、受信通知の添付が必要となります。)
 - ※直近の確定申告書別表一の控えが提出できない場合は、「納税証明書(その2)」(直近年度分)を提出してください。
 - ※設立後未決算の場合は下記書類を提出してください。
現在事項証明書(登記簿謄本／発行日から3か月以内のもの)

⑥役員名簿

- ・オンライン申請のフォームに格納している専用フォーム(Excel)をダウンロードし入力後、Excel で提出をお願いいたします。その他の拡張子は受付できません。

個人事業者の方

⑦本人確認書類の写し

※氏名, 生年月日, 住所が分かる箇所を提出してください。

＜本人確認書類の例＞

- ・運転免許証(おもて面・裏面の両方)
- ・個人番号カード(おもて面)
- ・健康保険証(住所、氏名、生年月日が分かる箇所)
- ・在留カード(おもて面・裏面の両方)
- ・特別永住者証明書(おもて面・裏面の両方)
- ・外国人登録証明書(おもて面・裏面の両方)

(2)「北九州市内の休業協力要請に応じた事業者に対する特例加算」の申請に必要な書類

※特例加算のみ給付対象となる方は、以下に加え、基本給付の申請に必要な書類(④を除く)が必要となります。

<p>①国の「家賃支援給付金」の WEB 申請において賃貸借契約情報を入力した画面の写し(※基本給付の申請に必要な書類④を提出している方は不要です)</p>	
<p>・「休業協力要請に応じた施設」について、入力した画面の写しを提出してください。</p> <p>※以下の事項が記載された画面の写しを提出してください。</p> <table border="1"><tr><td>賃貸人情報/管理会社の情報/賃借人情報/契約締結日/契約期間 契約上の賃料、共益費および管理費(税込み)/物件の情報(住所など) 実際に直前 1 か月以内に支払った賃料(税込み)</td></tr></table> <p>※ 画面の写しが提出できない場合は、オンライン申請のフォームに格納している専用フォーム(Excel)をダウンロードし入力後、Excel で提出をお願いいたします。その他の拡張子は受付できません。</p> <p>※ 申請内容が真正であるか確認させていただくため、賃貸借契約書等を確認させていただく場合があります。</p>	賃貸人情報/管理会社の情報/賃借人情報/契約締結日/契約期間 契約上の賃料、共益費および管理費(税込み)/物件の情報(住所など) 実際に直前 1 か月以内に支払った賃料(税込み)
賃貸人情報/管理会社の情報/賃借人情報/契約締結日/契約期間 契約上の賃料、共益費および管理費(税込み)/物件の情報(住所など) 実際に直前 1 か月以内に支払った賃料(税込み)	
<p>②(※「接待を伴う飲食店」限定) 休業協力要請の対象施設であることを証する書類の写し</p>	
<p>・風営法上の営業許可証(第1号の営業許可)の写しを提出してください。</p> <p>※「ライブハウス」については提出は不要です。</p>	

※申請後、必要に応じ、追加で書類の提出を依頼することがあります。
期日までに提出が行われない場合は、不支給として取り扱います。

7 宣誓事項

下記の全てについて宣誓した方であれば、支援金を給付しません。

1. 給付要件を全て満たしています。
2. 過去に福岡県家賃軽減支援金の給付を受けていません。
3. 申請内容に虚偽はありません。虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じます。
4. 申請内容に虚偽が判明した場合、申請者の名称、代表者名、支援金の内容等について公表することに同意します。
5. 福岡県及び事務局が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じます。
6. 福岡県及び事務局から賃貸借契約書等の確認を求められた場合は応じます。賃貸借契約の相手方に、契約内容を確認することに同意します。
7. 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
8. 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しません。
9. 次のいずれにも該当していません。
 - (1) 国、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - (3) 政治団体
 - (4) 宗教上の組織または団体

8 支援金の給付及び結果通知

申請書類を受領後、その内容を審査し、適正と認められる場合は支援金を給付します。申請に誤りが無ければ1週間以内で給付することとしています。郵送による申請の場合や提出書類に不足等がある場合は、支援金の支給決定まで時間を要することがありますのであらかじめご了承ください。

なお、支援金は申請いただいた金融機関口座に振り込み、審査の結果については、後日通知書を発送します。

9 その他

- (1) 本支援金給付の決定後、申請内容に虚偽があった場合は、支援金を返還していただくとともに、支援金と同額の違約金を支払っていただきます。
- (2) 申請内容に含まれる個人情報については、暴力団員又は暴力団員が事業主又は役員となっている事業者ではないことを照会するため、福岡県警察に提供します。
- (3) 申請内容は、本支援金の審査・給付に関する事務に限り使用し、他の目的には使用しません。ただし、同意をいただいた場合に限り、同様の家賃支援制度を有する福岡県内の市町村に対し、申請内容を提供します。
- (4) ご提出いただいた申請書類一式は返却しません。
- (5) 必要に応じ、賃貸人等の関係者に内容の確認等を行うことがあります。

- (6) 申請書の提出後、必要に応じ、追加で書類の提出を依頼することがあります。
なお、期日までに書類の提出が行われない場合は、不支給として取り扱います。

10 問い合わせ

ご不明な点は下記の問い合わせ先で対応させていただきます。感染症拡大防止の観点から対面での受付・説明は行いませんので、あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

「福岡県家賃軽減支援金」に関する相談コールセンター

(電話番号)(7月26日まで) 092-285-0013

(7月27日以降) 0570-010833

(受付時間)9:00～17:00(8月末まで土、日、祝日も開設しています)